

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：34302

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25284137

研究課題名(和文)近代中央ユーラシア地域における帝国統治の比較法制度・法社会史的研究

研究課題名(英文)A Comparative Study on the History of Legal Systems and Societies under Imperial Administrations in Modern Central Eurasia

研究代表者

堀川 徹(Horikawa, Toru)

京都外国語大学・国際言語平和研究所・教授

研究者番号：60108967

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、19世紀後半のロシア帝国トルキスタン地方と、ロシアの保護国となった中央アジア・ムスリム地域において、ロシアによる統治が地域社会の法制度と法的社会状況にもたらした変容の様相を明らかにした。ロシア帝国の法制度におけるロシア法のイスラーム法廷関連規定を整理するとともに、その制度が地域のウラマーによる法廷実務の細部に及ぼした影響、たとえばトルキスタン地方のウラマーが新しい類型の文書を作成し始めたことなどを解明した。同様に、ヴォルガ・ウラル地域や南コーカサス地方のムスリム社会における変容についても明らかにした。

また、本研究は、ロシア帝国と清帝国・中華民国との比較も試みた。

研究成果の概要(英文)：This study revealed various aspects of transformations of legal systems and societies brought about by the Russian administration in late 19th-century Muslim Central Asia, i.e., the Turkestan krai of the Russian Empire and two Russian protectorates, the Emirate of Bukhara and the Khanate of Khiva. The study marshaled the stipulations of Russian laws on the Islamic courts in the legal system of the Russian Empire and made clear details of its influence on the traditional Muslim court practices; for example, 'ulama's (Muslim legal scholars) of the krai began to write a new particular kind of court documents. In addition, we explained similar transformations in the Muslim societies of the Volga-Ural region and the southern Caucasus.

And for better understanding of characteristics of laws and imperial administrations, our study eventually conducted a comparative study between the Russian administration and that of the Qing Empire or the Republic of China.

研究分野：西南アジア史

 キーワード：中央ユーラシア イスラーム法 ロシア帝国 比較法制度史 比較法社会史 帝国論 国際研究者交流
ウズベキスタン共和国

1. 研究開始当初の背景

本研究開始の背景には、研究対象を共有するが、研究関心や手法が異なる2つの研究動向と、これまで研究代表者堀川が継続してきた共同研究の展開がある。

第1の研究動向は、ロシア帝国史研究とともに展開する中央ユーラシア史研究をめぐるものである。ロシア史研究分野では近年、帝国論の視点に基づく研究の見直しが進み、多民族国家としてのロシア帝国史研究が進展している。それにあわせて、中央ユーラシア史研究でも、帝国論に基づく関心から、宇山智彦『『個別主義の帝国』ロシアの中央アジア政策』(『スラブ研究』53、2006年)やA. S. Morrison, *Russian Rule in Samarkand 1868 - 1910* (Oxford U. P., 2008) のような研究が発表されている。

第2の研究動向は、オリエンタル・スタディーズの流れを汲む地域研究分野の中央ユーラシア史研究における、ロシア帝国の中央ユーラシア統治とムスリム社会の変容をめぐる研究の進展である。たとえば、イタリアの地域研究者P. Sartoriは、ロシア帝国トルキスタン地方について、トルキスタン総督府の行政文書類とムスリム諸語で書かれたイスラーム法廷台帳の双方を史料として用い、そこにおける法制度の変容と運用実態の解明を試みている。

これらの研究動向は中央ユーラシア史研究に画期をもたらしたが、そこにおける研究対象地域や利用史料については、未だ限定されたものに留まっている。特に利用史料は、ロシア帝国の法令類や行政文書等のロシア語史料と比較した場合、ペルシア語、アラビア語、テュルク語のムスリム諸語で記述された様々なイスラーム法廷文書(証書・台帳)の正確な読解分析と、史料としての利用が進んでいない。

一方、研究代表者堀川は1990年代より、主に19~20世紀初頭の中央アジアにおいてムスリム諸語で作成されたイスラーム法廷文書に関心をもち、本研究の研究分担者を含む中央ユーラシア史の専門家との共同研究によってその収集活動を継続し、ロシア帝国法・ソ連法の専門家の協力も得て、2009年度からは科研費(基盤研究(B))「文書史料による近代中央アジアのイスラーム社会史研究」(課題番号:21320134)による研究を進めてきた。その結果、特に上述の研究動向も考えあわせると、ムスリム地域社会の全体像を解明するためには、従来のイスラーム法廷文書研究を、ロシア帝国史研究と有機的に繋ぎ、さらに進展させる必要があると考えるにいたった。本研究開始の背景と意図は、以上のようなものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、次の3点である。

(1) 19世紀後半、ロシア帝国トルキスタン地方と、それに隣接する、ロシア帝国の保護

国となった中央アジア・ムスリム地域において、ロシア帝国による統治が、地域社会の法制度と法的社会状況にいかなる変容をもたらしたのかを明らかにする。研究手法は、トルキスタン地方統治規定等の法令類等を史料としてロシア帝国の司法行政制度を確認すると同時に、地域社会のイスラーム法廷において帝国統治以前と統治期にムスリム諸語で作成された法廷文書に依拠して、制度運用の変容実態を解明するという歴史文献学的なものである。

(2) ロシア帝国による中央ユーラシア・ムスリム地域統治の法制度・法社会的事例を、大清帝国・中華民国統治下に編入された中央ユーラシア諸地域の同種事例と比較分析し、「帝国」統治の諸事例の特徴を比較法制度・法社会史的に解明する。研究手法は、上記(1)を担当する研究代表者堀川や研究分担者が、中国史、中国領モンゴル・東トルキスタン史、英帝国勢力圏下イラン・アフガニスタン史の専門家である連携研究者と共同で研究会を行ない、法の変容をめぐる諸問題について議論を重ねるものである。

(3) ロシア帝国の中央ユーラシア統治を対象とした法制度・法社会史研究を、「帝国」研究全体のなかに位置づけることを目指す。手法としては、上記(2)の作業の成果となる共著論文集を作成・公表し、そこで一定の見解を提示して、東洋史、地域研究、西洋史といった諸々の研究分野の「帝国」研究の専門家らに広く問うこととする。

3. 研究の方法

(1) 上述の第1の研究目的は、次の4つの作業を進めることで、その達成をめざす。

ウズベキスタン共和国における、イスラーム法廷文書史料の収集。研究代表者、研究分担者、海外研究協力者が作業グループを組み、ウズベキスタン共和国ヒヴァ市のイチャン・カラ博物館・保護区とフェルガナ市のフェルガナ州郷土博物館に出張し、イスラーム法廷文書史料を写真撮影して収集する。

ウズベキスタンやロシアにおける、ロシア帝国の中央ユーラシア統治関係史料の収集。研究代表者や研究分担者が、主にウズベキスタン共和国タシケント市の国立中央文書館、ロシア連邦サンクト・ペテルブルク市等の図書館、文書館で、行政文書や行政官僚の著作物等、必要な史料を収集する。

イスラーム法廷文書史料の読解・整理。これは上述の作業を行なう研究代表者、研究分担者、海外研究協力者が担当する。作業で収集したイスラーム法廷文書を分担して正確に読解し、文書種類に応じて整理・分類し、その内容を記述する。これは文書カタログ作成の準備でもある。

上述の作業 ~ によって利用可能となる史料の歴史文献学的分析。作業 ~ を担当する研究代表者と研究分担者が、本研究課題の解明要件となる諸々の個別問題を設

定し、それを作業 ~ によって得られるデータや知見をもとに解明する。

(2) 上述の第2の研究目的については、研究代表者、研究分担者、連携研究者、研究協力者が、年2回、公開の研究会を開催し、そこで中央ユーラシア「帝国」統治の諸事例について相互に研究報告と議論を重ねるという方法をとる。具体的には、研究代表者堀川と研究分担者宮下が従来主宰する「中央アジアの法制度研究会」と、研究分担者磯貝健一が中心となり開催している「古文書研究会」をあわせ、新たに「近代中央ユーラシア比較法制度史研究会」を立ち上げ、そこで継続的に作業を進める。

(3) 第3の研究目的のため、上述の「近代中央ユーラシア比較法制度史研究会」において研究報告と議論を続ける研究代表者・分担者、連携研究者、研究協力者、その他の研究会参加者により共著論文集を作成・公開する。

4. 研究成果

(1) ロシア帝国トルキスタン地方におけるイスラーム法廷について、そのロシア帝国法に基づく制度の解明が進展した。特に1886年の「トルキスタン地方統治規程」の規定と、その後の改正過程を明らかにすることで、ロシアによる統治がイスラーム法廷の運営に与えたはずの影響について、より緻密な分析を行なうための基礎研究が進んだ（主に研究分担者矢島による）。

(2) ロシア帝国トルキスタン地方におけるイスラーム法廷の実務（特に裁判実務）の過程と、そこにおける法廷台帳記録や紙片状文書の作成過程が解明され、それによってイスラーム法廷文書の史料としての特性も明らかとなった。特に、ロシアによる統治制度の整備で新たな類型の文書が作成され始めたこと、その中で法廷台帳の記録は、その記載内容が紙片状文書よりも簡略化されていたこと、法廷台帳と紙片状文書は必ずしも正本と謄本の関係にあったわけではなかったこと等、極めて多くの新事実が解明された（研究分担者磯貝健一による）。

(3) ロシア帝国トルキスタン地方と、ロシアの保護国期のヒヴァ・ハン国、プハラ・アミール国において、ロシアの行政当局や企業家が行なった水資源をめぐる様々な活動の詳細が解明された。そして、ロシア帝国中央政府の帝国全体を対象とする政策と植民地中央アジアの経営方針の連関の様相、またそれらと中央アジア社会で生じた諸問題との関係の具体相が明らかとなりつつある。この成果によって今後、ロシアによる統治が中央アジアにもたらした、水資源と土地利用をめぐる法的社会状況の変容の解明が期待される（研究分担者塩谷による）。

(4) プハラ・アミール国のイスラーム法廷について、その司法制度に関する基本的事実が整理され、明らかとなった。ロシア帝国トルキスタン地方の主要都市サマルカンドは、ロ

シアによる征服以前はプハラ・アミール国領だったことから、プハラ・アミール国の司法制度が解明される意義は大きい（研究分担者木村による）。

(5) ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリム家族（特に婚姻、離婚、婚姻解消）の法的状況について、ロシア帝国民法やその他の法令におけるイスラーム法由来の規範の詳細が解明された（研究分担者磯貝真澄による）。また、ロシア帝国南東コーカサスのイスラーム法廷をめぐる司法制度についても、その基本的事実が整理され、明らかとなった（研究協力者塩野崎信也による）。ロシア帝国は歴史的な成り立ちの異なる複数のムスリム地域を抱える国家であるが、この研究成果により今後、そうした複数のムスリム地域間で行なわれたはずの相互参照や連関の様相を解明する基礎が整った。

(6) ロシア帝国のムスリム諸地域と比較することを踏まえて、清帝国の多元的な法制度の様相（連携研究者承志による）、ロシア帝国統治下のプリヤートの法制度についての基本的事実（研究協力者額定其勞による）、中華民国期南京の土地をめぐる法制度の運用実態（連携研究者田口による）が、整理・解明された。また、時間的な変容の比較のために、現代ウズベキスタンにおける家族法意識についての人類学的研究（研究協力者和崎聖日による）との連携にも着手することができた。

(7) 上述の研究成果(1)~(6)については、その内容を学術論集として商業出版し、広く国民に公開するための作業を鋭意進めている。

(8) ウズベキスタン共和国で民間に所蔵され、専門的研究者はもちろん、博物館や図書館もその存在を把握していなかったイスラーム法廷文書の収集と、その博物館への収蔵・登録が順調に進んだ。その収蔵先は、ウズベキスタン共和国ヒヴァ市のイチャン・カラ博物館・保護区と、フェルガナ市のフェルガナ州郷土博物館であり、これによって史資料の散逸防止にも貢献することができた。

(9) 第6回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会として、海外研究協力者が研究報告を行なう国際会議を開催し、本研究の成果とその国際学界における意味を国内の関連諸分野の専門家と共有した（2015年11月14日(土)、静岡県静岡市産学交流センター（B-nest）にて）。ウズベキスタン国立タシケント東洋学大学東洋写本センターのNuryogdi Toshov 上席研究員とSanjar Gulomov 上席研究員、オーストリア科学アカデミー・イラン学研究所のUlfatbek Abdurasulov 研究員が研究報告を行なった。フロアには、歴史学、法学、地域研究の専門家をはじめとしてカザフスタンの研究者やウズベキスタンからの留学生を含む多くの参加を得て、有意義な学術交流を行なうことができた。

(10) 中央アジア古文書研究セミナーを定期

開催し(年1回)イスラーム法廷文書の正確な読解・分析能力を持つ若手研究者の養成に努めた。この開催については、NIHUプログラム・イスラーム地域研究東洋文庫拠点の協力も得た。特に2015年3月21-22日開催の第13回セミナーでは、科研費「17~19世紀オスマン帝国における近代社会の形成」(基盤研究(B)・秋葉淳代表)との共催で、オスマン帝国研究の専門家であるカリフォルニア大学デイヴィス校のBaki Tezcan准教授の研究報告を得て、比較研究のための視野を広げることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

YAJIMA, Yoichi, “Russian Supervision over Islamic Courts in Early Twentieth-Century Samarqand,” *Annals of Japan Association for Middle East Studies* 32(2), 2017, pp. 21–32. 査読あり。
新免康, 「中国新疆におけるテュルク語歴史叙述とヤークーブ・ベグ」, 『中央大学文学部紀要』62, 2017年、41–65頁。査読なし。
塩谷哲史, 「ニコライ・コンスタンチノヴィチ大公のアムダリヤ転流計画 英露関係とトルクメン問題の文脈から」, 『内陸アジア史研究』31, 2016年、73–92頁。査読あり。

Norihiro Naganawa, “A Civil Society in a Confessional State? Muslim Philanthropy in the Volga-Urals Region,” in Adele Lindenmeyr, Christopher Read, and Peter Waldron eds., *Russia’s Home Front in War and Revolution, 1914–1922, Book 2: The Experience of War and Revolution* (Bloomington: Slavica Publishers, 2016), 59–78. 査読あり。

磯貝真澄, 「19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの遺産分割争い オレンブルグ・ムスリム宗務協議会による「裁判」とイスラーム法」, 『東洋史研究』74(2), 2015年、1–32頁。URL: <http://hdl.handle.net/2433/138102> 査読あり。

磯貝真澄, 「東洋学者とつながるムスリム知識人」, 『歴史評論』783, 2015年、58–66頁。査読なし。

木村暁, 「ウズベキスタン伝存の西徳二郎書簡をめぐって」, 『アジア・アフリカ言語文化研究』88, 2014年、5–41頁。査読あり。

Onuma Takahiro, Kawahara Yayoi and Shioya Akifumi, “An Encounter between the Qing Dynasty and Khoqand in 1759–1760: Central Asia in the Mid-Eighteenth Century,” *Frontiers of*

History in China 9(3), 2014, pp. 384–408. DOI: 10.3868/s020-003-014-0027-5 査読あり。

Akifumi Shioya, “Povorot and the Khanate of Khiva: A New Canal and the Birth of Ethnic Conflict in the Khorazm Oasis, 1870s–1890s,” *Central Asian Survey* 33(2), 2014, pp. 232–245. DOI: 10.1080/02634937.2014.916077 査読あり。

宮下修一, 「保証とは何か」, 『法学セミナー』713, 2014年、10–14頁。査読なし。
伊藤知義, 「ロシア民法における不動産善意取得制度—日本民法94条2項類推適用法理との対比を中心に」, 『比較法雑誌』47(2), 2013年、29–60頁。査読なし。

[学会発表](計19件)

堀川徹, 「古文書セミナー15年」, 『第15回中央アジア古文書研究セミナー』, 2017年3月11日、京都外国語大学(京都府京都市)。

木村暁, 「ブハラ・アミール国とヒヴァ・ハン国の勅令」, 『第15回中央アジア古文書研究セミナー』, 2017年3月12日、京都外国語大学(京都府京都市)。

磯貝真澄, 「ヒヴァとブハラの売買契約および「合法売買」契約の文書」, 『第15回中央アジア古文書研究セミナー』, 2017年3月11日、京都外国語大学(京都府京都市)。
塩谷哲史, 「ロシア帝国統治期トルキスタンにおける水資源管理 アムダリヤ下流域の事例から」, 『第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』, 2016年12月3日、ふしみや会議室(静岡県静岡市)。

磯貝健二, 「帝政期トルキスタン地方のシャリーア法廷裁判文書 判決台帳と紙片状判決」, 『第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』, 2016年12月3日、ふしみや会議室(静岡県静岡市)。

磯貝健二, 「共有状態にある遺産の持分確定にかんするファトワ文書」, 『第14回中央アジア古文書研究セミナー』, 2016年3月13日、京都外国語大学(京都府京都市)。

矢島洋一, 「トルキスタン地方統治規程の改正」, 『第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』, 2016年12月3日、ふしみや会議室(静岡県静岡市)。

承志, 「清帝国における「法」制度の素描」, 「トルキスタン地方統治規程の改正」, 『第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』, 2016年12月3日、ふしみや会議室(静岡県静岡市)。

田口宏二朗, 「南京の英国人 民国期の永租と不動産登記」, 2016年12月3日、ふしみや会議室(静岡県静岡市)。

Kojiro Taguchi, “Daily Lives and the Making of Early-modern Empires: Introductory remarks,” *Global history workshop: “Globalization from East*

Asian Perspectives,” 16 March 2016, Nakanoshima-Center, Osaka University, Osaka (Japan).

磯貝健一、「史料としての帝政期中央アジアのシャリーア法廷判決台帳」、『第5回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』、2015年6月20日、京都外国語大学(京都府京都市)。

承志、「旗人の越訴について チサン事件とボドロク事件を中心に」、『第5回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』、2015年6月20日、京都外国語大学(京都府京都市)。

Jin NODA, “The Crossing of Imperial borders and ‘international’ conflict resolution between Russian Turkestan and Qing-ruled Xinjiang,” *Xinjiang in the context of Central Eurasian transformations*, 18 December 2015, The Toyo-Bunko, Bunkyo-ku, Tokyo (Japan).

木村暁、「ブハラ・アミール国の司法システム カーズイーとムフティーの役割を中心に」、『第3回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』、2014年6月21日、京都外国語大学(京都府京都市)。

磯貝健一、「帝政期フェルガナ州のタズキラとファトワー」、『第12回中央アジア古文書研究セミナー』、2014年3月22日、京都外国語大学(京都府京都市)。

矢島洋一、「ブハラとヒヴァの婚姻認証文書」、『第12回中央アジア古文書研究セミナー』、2014年3月22日、京都外国語大学(京都府京都市)。

Norihiro Naganawa, “Designs of *Dār al-Islām*: The Tatar Public Discussing the Muslim Administration, 1905-16,” *Eastern and Central European Empires, Nations, and Societies on the Verge of World War I*, 25 June 2014, Instytut Historii Polskiej Akademii Nauk, Warsaw (Poland).

磯貝健一、「ロシア帝国領中央アジア・シャリーア法廷における裁判文書作成プロセス」、『第1回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』、2013年7月6日、京都外国語大学(京都府京都市)。

田口宏二朗、「土地他項権利証明書存根 近代南京の不動産公証制度」、『第2回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』、2013年11月30日、静岡市産学交流センター(静岡県静岡市)。

[図書](計20件)

木村暁、「マンギト朝政権の対シリア派聖戦とメルヴ住民の強制移住」、守川知子(編著)『移動と交流の近世アジア史』、北海道大学出版会、2016年、59-85頁。

Marsil N. FARKHSHATOV, ISOGAI Masumi, Ramil M. BULGAKOV (eds.), “My Biography” of *Rida’ al-Din b. Fakhr al-Din (Ufa, 1323 A.H.)*, with an

Introductory Essay and Indexes (TIAS Central Eurasian Research Series, no. 11), Tokyo: TIAS (NIHU Program Islamic Area Studies, The University of Tokyo), 2016, xlii+80p.

田口宏二朗、「登記の時代 国民政府期、南京の不動産登記事業(1927-37)研究序説」、村上衛(編)『近現代中国における社会経済制度の再編』、京都大学人文科学研究所、2016年、123-194頁。

堀川徹、「遊牧国家の興亡 突厥からモンゴル帝国まで」、宇山智彦・藤本透子(編)『カザフスタンを知るための60章』(エリア・スタディーズ134)、明石書店、2015年、83-87頁。

堀川徹、「遊牧民のイスラーム化 その経緯と浸透の諸相」、宇山智彦・藤本透子(編)『カザフスタンを知るための60章』(エリア・スタディーズ134)、明石書店、2015年、88-92頁。

堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、全276+xxxiii頁。

堀川徹(編)『知の継承と展開 イスラームの東と西』(知のユーラシア2)、明治書院、2014年、全227頁。

堀川徹、「シャリーアとロシア帝国 その時代背景と本書の構成」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、5-21、ix頁。

堀川徹、「学知の継承と異文化との対話」、堀川徹(編)『知の継承と展開 イスラームの東と西』(知のユーラシア2)、明治書院、2014年、7-14頁。

堀川徹、「中央アジアの知の世界 イスラーム化の進展とティムール朝文化」、堀川徹(編)『知の継承と展開 イスラームの東と西』(知のユーラシア2) 明治書院、2014年、103-130頁。

塩谷哲史、「ヒヴァ・ハン国と企業家 イチャン・カラ博物館の一勅令を手がかりに」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、59-77、xii-xv頁。

塩谷哲史、『中央アジア灌漑史序説 ラウザーン運河とヒヴァ・ハン国の興亡』風響社、2014年、全302頁。

磯貝健一、「シャリーア法廷裁判文書の作成システム 帝政期中央アジアのカーディーと「タズキラ」」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、130-165、xx-xxii頁。

矢島洋一、「ロシア統治下トルキスタン地方の審級制度」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書

店、2014年、166-187、xxiii-xxvi頁。
宮下修一、「ウズベキスタンにおける「法」の役割 担保法整備支援事業に見る一断面」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健二（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、256-276、xxx-xxxiii頁。
磯貝真澄、「ヴォルガ・ウラル地域におけるムスリムの遺産分割 その制度と事例」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健二（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、103-129、xviii-xx頁。
伊藤知義、「社会主義ソ連時代における民事裁判のあり方 客観的真実主義と裁判所積極主義」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健二（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、230-255、xxx頁。
近藤信彰、「アフガニスタンの司法改革 イスラーム法裁判制度を中心に」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健二（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、188-208、xxvi-xxvii頁。
新免康、「20世紀前半期の新疆におけるムスリム住民の活動とスウェーデン伝道団」、中央大学人文科学研究所（編）『アフロ・ユーラシア大陸の都市と国家』、中央大学出版部、2014年、399-470頁。
野田仁、「カザフ遊牧民の「慣習法」と裁判 ロシア統治期イリ地方の事例から見る帝国の司法制度と紛争解決」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健二（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、78-102、xv-xviii頁。

〔その他〕

「近代中央ユーラシア比較法制度史研究会」『公益財団法人東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室』

<http://tbias.jp/acttype/centraleurasianlaw>

「中央アジア古文書研究セミナー」『公益財団法人東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室』

<http://tbias.jp/acttype/centralasianseminar>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀川 徹 (HORIKAWA, Toru)
京都外国語大学・国際言語平和研究所・教授
研究者番号：60108967

(2) 研究分担者

木村 暁 (KIMURA, Satoru)
京都外国語大学・国際言語平和研究所・嘱

託研究員

研究者番号：00625113

塩谷 哲史 (SHIOYA, Akifumi)

筑波大学・人文社会系・助教

研究者番号：30570197

磯貝 健一 (ISOGAI, Ken'ichi)

追手門学院大学・国際教養学部・教授

研究者番号：40351259

矢島 洋一 (YAJIMA, Yoichi)

奈良女子大学・人文科学系・准教授

研究者番号：60410990

宮下 修一 (MIYASHITA, Shuichi)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：80377712

磯貝 真澄 (ISOGAI, Masumi)

京都外国語大学・外国語学部・非常勤講師

研究者番号：90582502

(3) 連携研究者

伊藤 知義 (ITO, Tomoyoshi)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：00151522

近藤 信彰 (KONDO, Nobuaki)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・教授

研究者番号：90274993

承 志 (SUMUR, Kicengge)

追手門学院大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：80455229

新免 康 (SHINMEN, Yasushi)

中央大学・文学部・教授

研究者番号：10235781

田口 宏二郎 (TAGUCHI, Kojiro)

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：50362637

長縄 宣博 (NAGANAWA, Norihiro)

北海道大学・スラブ・ユーラシア研究センター・准教授

研究者番号：30451389

野田 仁 (NODA, Jin)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・准教授

研究者番号：00549420